(三)　非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を次のとおり創設することとした。（第九条の八及び第三七条の一四関係）

(1)　非課税措置の概要

イ　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」という。）が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において管理されている上場株式等（以下「非課税口座内上場株式等」という。）に係る配当等でその非課税口座の開設の日から同日の属する年の一月一日以後一〇年を経過する日までの間に支払を受けるべきもの（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限る。）については、所得税を課さない。

ロ　居住者等が、非課税口座の開設の日から同日の属する年の一月一日以後一〇年を経過する日までの間にその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税を課さないこととし、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。

(2)　非課税口座

イ　「非課税口座」とは、居住者等（その年一月一日において満二〇歳以上である者に限る。）が、右記(1)の非課税の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その者の氏名、住所等を記載した非課税口座開設届出書にその年分の非課税口座開設確認書を添付して提出することにより平成二四年から平成二六年までの各年において設定された上場株式等の振替記載等に係る口座（一人につき一年一口座に限る。）をいう。

ロ　非課税口座には、その設定の日からその年一二月三一日までの間に当該非課税口座を設定された金融商品取引業者等への買付けの委託により取得した上場株式等（その非課税口座を設定した時からの取得対価の額の合計額が一〇〇万円を超えない範囲内のものに限る。）その他一定の上場株式等のみを受け入れることができる。

(3)　非課税口座開設確認書の申請手続

イ　右記(2)イの非課税口座開設確認書の交付を受けようとする居住者等は、その者の氏名、住所等を記載した申請書に基準日（原則として平成二三年一月一日）の住所を証する書類を添付して、その者が最初に非課税口座を開設しようとする年の前年一〇月一日から同日以後一年を経過する日までの間に、金融商品取引業者等の営業所の長に対して提出しなければならない。当該申請書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その申請書に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法等により、速やかに当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に送付しなければならない。

ロ　当該申請書の記載事項の送付を受けた所轄税務署長は、その申請書の提出をした者につき、その送付を受けた時よりも前の申請書の提出の有無を確認するものとし、当該申請書の提出がないことの確認をした所轄税務署長は、申請者の氏名、生年月日、基準日の住所等を記載した非課税口座開設確認書を当該金融商品取引業者等の営業所を通じてその申請書を提出した者に交付しなければならない。

(4)　報告書の税務署長への提出

金融商品取引業者等は、その年においてその金融商品取引業者等の営業所に開設された非課税口座がある場合には、その非課税口座を開設した居住者等の氏名及び住所、その年中に非課税の適用を受けた非課税口座内上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の金額その他一定の事項を記載した報告書を作成し、これを翌年一月三一日までに、非課税口座が開設されていた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(四)　自然公園法及び自然環境保全法の改正に伴い、特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の二、〇〇〇万円特別控除及び特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の一、五〇〇万円特別控除を引き続き適用するための所要の整備を行うこととした。（第三四条、第三四条の二、第六五条の三、第六五条の四、第六八条の七四及び第六八条の七五関係）

(五)　特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の一、五〇〇万円特別控除の対象範囲から、空港周辺整備計画に係る事業の用に供するために土地等が買い取られる場合を除外することとした。（旧租税特別措置法第三四条の二、第六五条の四、第六八条の七五、附則第五九条、第八七条及び第一一八条関係）

(六)　特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡に係る対価の額が二億円以下であることの要件を追加した上、その適用期限を二年延長することとした。（第三六条の二～第三六条の五関係）

(七)　特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例の対象となる特定中小会社の範囲から、地域再生法に規定する特定地域再生事業会社を除外することとした。（旧租税特別措置法第三七条の一三及び附則第六三条関係）

(八)　割引の方法により発行される公社債等の譲渡による所得の課税の特例の対象範囲に、利子が支払われない公社債（割引の方法により発行されるものを除く。）を追加することとした。（第三七条の一六関係）

(九)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（第四一条の五関係）

(2)　特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（第四一条の五の二関係）

(一〇)　上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例について、平成二二年一二月三一日まで適用する措置を講じた上、廃止することとした。（旧租税特別措置法第九条の六及び附則第五一条関係）

(一)　給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例について、適用期限（平成二二年一二月三一日）の到来をもって廃止するとともに、同日以前に使用者から住宅資金の貸付け等を受けている者に対して本特例を引き続き適用するための所要の経過措置を講ずることとした。（旧租税特別措置法第二九条及び附則第五八条関係）

(二)　承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例について、適用期限（平成二一年六月三〇日）が到来したため、廃止することとした。（旧租税特別措置法第三七条の九の三、第六五条の一五及び第六八条の八五の二関係）

(三)　平成一三年九月三〇日以前に取得した上場株式等の取得費の特例について、適用期限（平成二二年一二月三一日）の到来をもって廃止することとした。（旧租税特別措置法第三七条の一一の二及び附則第六二条関係）

(四)　オリンピック競技大会等における成績優秀者を表彰するものとして交付される金品の非課税を本則の制度とするための所要の整備を行うこととした。（旧租税特別措置法第四一条の八関係）

(五)　同居特別障害者に係る扶養控除等の特例を本則の制度とするための所要の整備を行うこととした。（旧租税特別措置法第四一条の一六関係）

(六)　罰則について、次のとおり見直しを行うこととした。

(1)　所得税の特例に係る義務的修正申告書又は義務的期限後申告書を提出しなかった者について申告書不提出犯（一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金）の対象とする。（第四二条の三関係）

(2)　秩序犯に係る罰金刑の上限を五〇万円（改正前二〇万円）に引き上げる。（第四二条の三関係）

(3)　国税通則法に国税の調査等に関する事務に従事している者又は従事していた者の守秘義務違反に対する統一的な罰則規定を設けることに伴う所要の整備を行う。（旧租税特別措置法第四二条の三関係）